

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁 様  
教育委員 各 位

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45  
宮城県教職員組合  
執行委員長 渡辺 孝之



「宮城県高等学校入学者選抜試験」制度に対する請願

【請願の趣旨】

日頃より、宮城県教職員組合（以下、宮教組）の活動に対してご理解ならびに誠意あるご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、問題の多かった前期・後期選抜入試が平成31年度で廃止となり、平成32年度より新入試制度が実施されることになりました。しかし、現行入試制度の反省に立ち、より良い入試制度にすべきものが、密室に近い審議過程を経、現場や保護者の声に耳を傾けない一方的な発表となったことで、スタート前から大きな疑問符のつくものとなってしまいました。また、新入試制度の柱である「特色選抜」についても、新たな混乱を生み出す危険を多くはらんでおり、この点につきましては

2017年12月8日付け宮教組発第61号で請願させていただいたとおりです。また、過日行われた教員に対する説明会でもわかりづらい点が多く、現場から出た多くの質問に対して、納得のいく回答が無かったとの声も上がっています。保護者対象の説明会でも、さらに多くの疑問や質問が出、現場や保護者、生徒の間に不安感が広がるのが予想されます。

宮教組は、全ての生徒に公平な入試制度の実現のためにかねてから入試制度の一本化を求め、「特色選抜」の導入には反対する立場です。「特色選抜」を導入するのであれば、その弊害を最小限に止め、「不透明感」「不公平感」のない制度にするために、その問題点について、さらに細部の検討が必須であると考えます。また、今回で最後となる現行入試制度についても、終わりだからそれでよしとするのではなく、できる限りの検討と改善の上での実施を望んでおります。

つきましては、以下の各点について、ぜひ、真摯にご検討いただきたくお願いいたします。

【請願事項】

1 現行入試制度について

- (1) 正解率が極端に低くなるような難問や中学校の既習内容から外れた問題が出題されることがないように、試験問題の吟味を十分に行うこと。（特に前期選抜）
- (2) 前期選抜の受験条件の評定平均から、1年生の評定値を外すこと。
- (3) インフルエンザ等体調不良時の救済措置として、別日程での追試を検討すること。（後期選抜）
- (4) 入試事務については、以下の4点について、改善に向け検討すること。（新入試制度も含む）
  - ① 出願は本人が行うようにすること。 ② 合格通知は本人受領とすること。
  - ③ 受験票や合格通知の発送に係る費用は高校側が負担すること。
  - ④ ③が困難な場合でも、郵送に係る費用は高校側で明示し、実際の郵送料が明示した額を超えた場合は高校側の負担とすること。

2 新入試制度、特に「特色選抜」の見直しについて

- (1) 普通科では特色選抜の割合を0～30%までとし、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。（特色選抜を実施しない選択も可能とすること。）
- (2) 普通科以外の学科では特色選抜の割合を0～50%程度に抑え、その範囲内で高校が自由に選択できるようにすること。
- (3) 「特色選抜」の審査対象の上限を150%程度に抑えること。
- (4) 「特記事項」は、高校側が、「特記事項」にウエイトを置きすぎた恣意的な選抜をしないよう、選抜過程での扱いを明確にルール化すること。（点数化など）
- (5) 恣意的選抜に利用されやすい面接の点数の割合を制限すること。（全資料の合計の1/6程度）

